

受水槽清掃作業仕様書

(社福) 大阪市住吉区社会福祉協議会

この作業は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第4条に基づいて行うものです。この仕様書は、作業の内容を示すものですが、仕様書に記載されていない事項でも、建物管理保存及び保健衛生上必要と認められる軽微な作業は、契約金額の範囲内で実施するものとします。

1. 清掃物件

物件名称	容量	数量	形状材質等	設置場所
受水槽	12.00m ³ 有効水量 (8.80m ³)	1基	F R P樹脂製	建物南側1階
	地上2槽式			

2. 実施日時

定期清掃日と同日

※実施日時については、当協議会担当職員と十分打合せすること。

3. 作業内容

(1) 清掃作業の項目

- ①タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
- ②洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
- ③清掃終了後、水道引込管内等の停滞物や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

(2) 消毒作業の項目

- ①清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
- ②消毒薬は、有効塩素 50～100 mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ③消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
- ⑤消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

(3) その他項目

①消毒後の水洗い及びタンク内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。

②タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査及び残留塩素の測定を行う。

4. 水質検査

「3. 作業内容」の作業終了後受水槽について、次の項目について、水質検査を行う。

pH値	臭気	味
色度	濁度	塩化物イオン
有機物 (全有機炭素の量)	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	一般細菌
大腸菌	鉛及び その化合物	亜鉛及び その化合物
鉄及び その化合物	銅及び その化合物	蒸発残留物

5. 作業実施における注意事項

- (1) 作業実施については、特に熟練された作業員を派遣するとともに、「作業責任者名簿」・「作業員名簿」及び当該作業員の「検便検査成績書」を提出し、承諾を得る。
- (2) 作業にかかる前に作業工程等を当協議会担当職員と十分打合せをするとともに、業務時間及び安全対策等について説明し、承諾を得る。また、給排水設備の配管、電気系統等を事前に確認し熟知すること。
- (3) その他、当協議会担当職員の指示に従うこと。

6. 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で当協議会担当職員の検査を受けるとともに、作業完了後、速やかに「水質検査結果報告書」・「現場写真（清掃前・清掃後）」を提出すること。